

FMCだより

平成17年夏にスタートしたクールビズ。今では5月から始まるようになりました。真夏にエアコンを28℃にというのはなかなか厳しいところもありますが、地球温暖化対策のために取り組んでいきたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830



給与が上がると、税金が優遇？！

登場人物
M社 経理部長 古門部長
顧問税理士

おススメは

給与が上がれば税金優遇されるのですね。優遇の程度、優遇されますか？

所得拡大促進税制のことですね。

古門部長 そんな名前だけか。

顧問税理士

法人税ですと一割です。

古門部長 一割か。

顧問税理士 限度はありますけどね。

ハローワークの税制とあわせてつかえますか？

雇用促進税制のことですね。

古門部長 促進って言葉好きなの？

顧問税理士 私か名前つけたわけじゃあ...

両方可能としたら、どちらか一方を選択します。

古門部長 おススメはどっち？

顧問税理士 それは何とも...

平成25年度税制改正では、個人の所得水準を底上げする目的で、従業員への給与を上げたことによる税額控除の制度（所得拡大促進税制）が創設されました。以下、確認してみましょう。

所得拡大促進税制とは

青色申告書を提出している法人や個人事業主について、一定の要件をすべて満たした場合には、給与増加額の10%（※）について法人税額（個人事業主の場合は所得税額）から控除することができます。

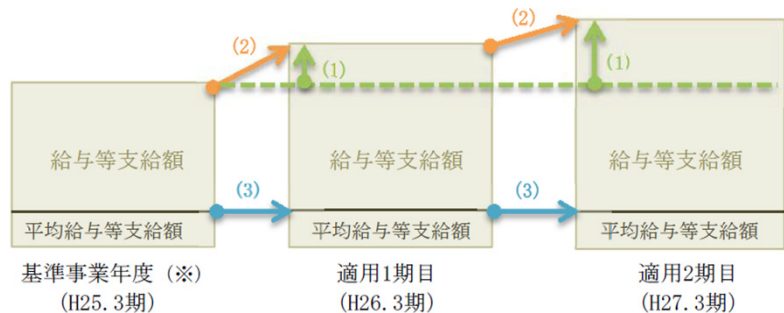
（※）法人税額（所得税額）の10%（中小企業者等であれば20%）が限度です。

一定の要件とは

一定の要件とは、次の通りです。

- (1) 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加している
- (2) 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らない
- (3) 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らない

〔イメージ図〕3月末日決算法人の場合で上記要件を図に表すと、次の通りです。



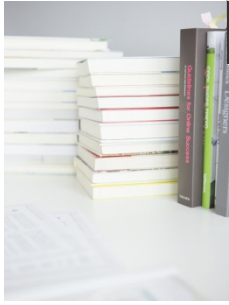
※基準事業年度は、平成25年4月1日以後開始事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度です。

注意点として、給与等支給額は国内に勤務する従業員に対するものであるため、海外の支店に勤務する従業員に対する給与は含まれません。また、役員に対する給与の他、役員の配偶者などの特殊支配関係者に対する給与も含まれないことに注意しましょう。

適用を受けるため確定申告書に一定の書類を添付する必要があるものの、雇用促進税制のようなハローワークへ書類を提出するなどの事前手続きや“事業主都合による離職者がいないこと”などの要件はありません。

ただし、この制度とともに雇用促進税制の適用も受けられる状況にある場合には、どちらか一方しか適用を受けることはできません。両方適用が可能な場合には、有利な方を選択適用しましょう。

なお、この制度の適用期間は、法人であれば平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度、個人事業主であれば平成26年分から平成28年分までの各年分となります。上手に活用しましょう。



所得税の予定納税と復興特別所得税

7月は、所得税の予定納税の時期です。所得税の予定納税は、すべての納税者が対象となるわけではありません。それでは予定納税の対象となるのは誰なのか、今回お届けしたいと思います。

所得税の予定納税とは

所得税の予定納税は、個人の前年分の税額が15万円以上である場合に、その一部を予め納付する制度をいいます。この場合の前年分の税額とは、その年の5月15日現在確定している前年分の所得金額や税額を基に計算した、予定納税基準額を指します。この予定納税や予定納税基準額の計算について、平成25年分から平成49年分までの各年分では、復興特別所得税分も加味されることとなっています。

予定納税基準額の計算方法は、次の通りです。③が予定納税基準額となります。

- ① 前年の所得金額のうち、分離課税所得（株式の譲渡、土地建物の譲渡、退職所得など）を除いた総合課税の対象となる総所得金額（譲渡所得、雑所得、一時所得を除く）を計算します。
- ② ①から前年の所得控除額を差し引き、税額（所得税及び復興特別所得税）を計算します。
- ③ ②の税額から源泉徴収税額（上記①の総所得金額として計算した所得に係るものに限る）を差し引きします。

この予定納税基準額が15万円以上となる場合には、6月中旬頃に税務署から書面で通知されるため、予定納税基準額を自ら計算して予定納税をする必要はありません。書面の到達を待って、対応することになります。

納付回数は原則として2回、復興特別所得税に係る予定納税は所得税分とあわせて納付することになります。1回につき、予定納税基準額の3分の1相当額を納付します。納付時期は、7月（第1期分）及び11月（第2期分）です。納付方法は、指定口座から引き落とされる振替納税の他、金融機関又は税務署の窓口での納付や電子納税による方法があります。また、30万円以下の納付であれば、バーコード付きの納付書を用いて、コンビニエンスストアでの納付も可能です。

予定納税額を減らしたいときに

上記計算方法を見てお分かりの通り、予定納税基準額は前年を基に計算しているため、今年の実績が反映されているわけではありません。そのため、前年ほど今年は儲からない等、6月30日現在の状況で予定納税基準額よりも下回ると見積もることができる場合には、税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば、予定納税額の減額を受けることができます。例えば個人事業から法人成りをされているような場合であれば、減額申請を検討する必要があるでしょう。

今年の第1期分の減額申請を行う場合には、**7月16日まで**に「予定納税額の減額申請書」を税務署へ提出する必要があります。この申請書には、所得金額等の見積額を記載する欄や、見積の基礎となった資料を添付する必要があるため、感覚だけでこの申請書を提出することはできません。もし、事業低迷が申請理由であれば帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要があります。



年次有給休暇にまつわる 実務上よくある問題

年次有給休暇（以下、「年休」という）については、正社員だけでなくパートタイマー等であっても要件を満たすことにより付与されますが、実務上では、育児休業者にも年休が発生するのかなど、取扱いに迷うことが多くあります。そこで、今回は年休に関して、よく問題となる事例を取り上げて整理しましょう。

1.年休付与の原則

そもそも年休は、法令で①雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、②全労働日の8割以上出勤した労働者に対して与えることになっています。そして、以後、継続勤務年数が1年長くなるごとに、全労働日の8割以上出勤した場合、継続勤務年数に応じた年休が付与されることになっています。この全労働日とは、労働義務が課せられている日のことであり、所定休日を除いた日を指し、出勤とは実際に出勤した日を指します。そのため、例えば遅刻してきた日があったとしてもそれは出勤したとしてカウントすることになっています。

2.育児休業者に対する年休付与

育児休業者については労働義務はないものの、継続勤務していることは明らかであるため、1の②の要件が満たされるのか否かがポイントとなります。これについては法令で、労災により療養のために休業した期間や産前産後のために休業した期間、育児・介護休業をした期間については出勤したものみなすことになっています。したがって、例えば1年間育児休業をしていた者については8割以上の出勤要件を満たし、年休が発生することになります。

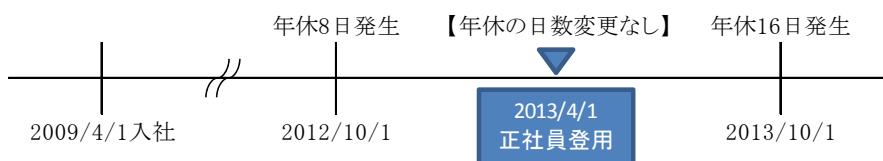
3.私傷病休職者の休職期間中の年休取得申出

近年、メンタルヘルス不調などから休職する従業員が増えています。この際に、休職期間中に年休の取得申し出が行われるケースがありますが、そもそも年休は労働義務がある日について取得することができるものであるため、労働義務が免除されている休職期間に年休は取得できません。

4.正社員登用した際の年休

優秀なパートタイマーを正社員に登用するケースがありますが、その際、年休の付与日数で迷うことがあります。正社員に登用したからといって、改めて登用の際に年休を付与する必要はなく、次の年休付与の基準日が到来したときに、基準日現在の所定労働日数とパートタイマーとして雇入れたときからの勤続年数に基づき付与することになります。

【2009/4/1入社（週3日勤務のパートタイマー）の例】



今回取り上げた事例は、どこの企業でも発生する可能性の高いものです。誤った運用をしないよう、ここで改めてポイントを押さえておきましょう。



業種別にみる 夏季賞与1人平均支給額

そろそろ夏季賞与の季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成24年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

給与2ヶ月分を支給する業種は、23年に引き続き見当たらず

主な業種および事業所規模別に夏季賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成24年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する 給与に対する支給 割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	256,203	314,397	0.95	1.04	65.4	88.7	63.1	87.9
建設業	254,493	315,102	0.75	0.85	60.3	86.3	55.3	83.8
総合工事業	270,915	248,161	0.76	0.64	63.4	72.4	57.9	73.1
職別工事業	212,174	*	0.64	*	46.1	*	45.3	*
設備工事業	257,101	414,410	0.84	1.44	68.9	100.0	62.1	100.0
製造業	252,616	317,910	0.87	1.03	63.8	85.5	61.3	85.2
消費関連製造業	214,636	218,465	0.81	0.80	58.1	79.3	53.8	78.3
素材関連製造業	252,433	368,324	0.85	1.14	64.1	91.0	63.6	91.0
機械関連製造業	292,680	352,947	0.94	1.10	70.8	85.8	68.1	85.2
食料品・たばこ	216,145	191,375	0.89	0.75	63.5	79.4	58.4	76.8
繊維工業	208,247	219,815	0.82	0.80	41.8	76.7	39.0	74.3
木材・木製品	176,719	307,763	0.66	1.09	64.5	91.3	59.8	89.7
家具・装備品	184,684	237,333	0.65	0.92	50.1	81.2	49.2	86.2
パルプ・紙	172,479	290,167	0.70	1.06	72.1	88.7	62.3	89.4
印刷・同関連業	154,819	215,215	0.58	0.76	58.6	84.2	58.6	84.4
化学、石油・石炭	532,551	597,202	1.34	1.56	90.8	95.2	87.3	94.3
プラスチック製品	241,357	281,147	0.98	0.98	48.7	97.1	42.3	95.7
ゴム製品	229,209	286,349	0.86	1.11	58.9	84.4	59.3	85.2
窯業・土石製品	172,460	338,675	0.68	0.90	60.7	83.6	61.0	84.8
鉄鋼業	250,016	370,086	0.82	1.06	71.3	96.3	72.2	95.0
非鉄金属製造業	367,998	332,852	1.13	1.08	74.8	95.9	79.5	93.9
金属製品製造業	215,015	360,176	0.79	1.13	62.9	86.5	68.7	88.9
はん用機械器具	233,109	518,388	0.83	1.64	82.7	93.4	77.4	93.3
生産用機械器具	303,073	383,904	0.98	1.13	69.7	82.5	67.3	83.3
業務用機械器具	264,832	330,376	0.89	1.09	75.5	91.0	80.8	86.9
電子・デバイス	359,869	308,861	0.89	1.04	82.2	83.8	79.9	82.6
電気機械器具	308,398	247,608	1.03	0.84	67.3	83.0	59.7	84.6
情報通信機械器具	332,340	309,488	1.08	1.07	66.3	78.7	63.1	77.8
輸送用機械器具	273,783	358,021	0.96	1.05	57.3	88.5	54.5	87.2
その他の製造業	293,990	379,822	0.94	1.06	68.6	74.1	60.4	78.4
電気・ガス・熱供給等	568,500	652,027	1.61	1.71	91.7	96.5	92.6	98.0
情報通信業	286,600	521,546	0.92	1.27	64.0	93.8	62.9	92.9
情報サービス業	298,653	445,447	0.89	1.17	68.6	94.3	66.0	93.4
映像音声文字情報	259,262	536,591	0.84	1.52	53.4	91.0	51.3	88.9
運輸業、郵便業	263,644	267,803	0.96	0.94	54.4	86.9	54.4	85.0
道路旅客運送業	121,060	112,426	0.52	0.53	35.6	82.8	31.9	79.2
道路貨物運送業	195,158	215,191	0.78	0.79	51.9	81.5	49.0	79.2

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成24年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

業種	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
卸売業、小売業	261,723	280,238	0.96	0.98	65.6	89.3	65.7	89.1
卸売業	410,487	522,330	1.27	1.42	79.6	89.5	78.1	89.8
繊維・衣服等卸売業	230,331	126,992	0.91	0.71	76.1	100.0	71.3	100.0
飲食品卸売業	329,689	301,951	0.99	1.01	80.2	90.1	73.6	85.2
機械器具卸売業	469,871	656,491	1.44	1.83	83.3	96.4	86.7	94.9
小売業	169,037	142,058	0.75	0.72	59.1	89.1	59.4	88.7
各種商品小売業	41,778	120,639	0.41	0.66	57.6	100.0	53.8	100.0
織物等小売業	135,364	147,429	0.71	0.97	62.6	70.5	59.9	60.0
飲食品小売業	73,379	103,705	0.45	0.63	34.7	88.1	34.4	88.0
機械器具小売業	353,781	374,857	1.12	1.18	81.9	84.1	79.8	84.2
金融業、保険業	547,073	528,888	1.60	1.46	95.8	97.1	94.4	96.3
不動産業、物品賃貸業	321,586	434,080	1.11	1.25	84.8	91.2	80.5	89.5
不動産業	388,049	488,490	1.23	1.37	80.2	91.8	75.8	90.2
物品賃貸業	234,498	340,291	0.90	1.08	91.8	90.1	89.9	88.4
学術研究等	305,001	481,539	1.00	1.26	72.5	87.7	69.3	84.0
専門サービス業	297,413	674,464	1.03	1.31	78.7	80.4	78.6	84.2
広告業	385,382	260,061	1.08	0.83	64.6	76.0	48.4	66.7
技術サービス業	274,068	460,039	0.90	1.29	65.9	94.0	59.7	89.1
飲食サービス業等	42,931	68,134	0.38	0.39	44.0	83.9	37.3	82.0
宿泊業	111,687	117,225	0.58	0.55	39.0	60.8	34.7	57.6
飲食店	36,459	55,976	0.35	0.35	46.0	86.4	38.7	84.3
持ち帰り・配達飲食	43,572	106,917	0.42	0.56	34.9	98.4	31.0	95.7
生活関連サービス業等	171,345	164,057	0.73	0.71	53.8	80.4	44.6	79.9
娯楽業	149,243	142,680	0.68	0.67	68.1	83.8	55.6	83.7
教育、学習支援業	360,369	577,290	1.29	1.65	82.9	98.5	78.3	98.1
学校教育	426,452	594,989	1.42	1.69	95.7	98.6	93.9	98.6
他教育、学習支援	204,178	450,526	1.07	1.36	62.9	97.4	60.7	94.1
複合サービス事業	372,870	375,092	1.28	1.29	95.1	100.0	96.4	100.0
その他のサービス業	302,986	290,303	1.05	0.95	69.9	77.1	67.1	77.9
廃棄物処理業	218,465	334,622	0.81	1.03	76.1	87.6	67.7	87.0
自動車整備等	351,591	559,264	1.09	1.48	74.8	100.0	70.8	100.0
職業紹介・派遣業	183,565	131,893	0.85	0.51	61.9	61.9	63.9	59.3
他の事業サービス	294,634	254,840	0.99	0.90	63.5	74.6	59.4	76.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成24年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額は、調査対象企業の平均で事業所規模5～29人が約26万円、事業所規模30～99人が約31万円となりました。個々の業種をみると数字が公表されていない業種もありますが、3万円台の業種がある一方、60万円台の業種があるなど、かなり金額に幅がみられます。

きまって支給する給与に対する支給割合については、23年に引き続き2ヶ月分を支給している業種はありませんでした。支給事業所数割合は、事業所規模30～99人で100.0%の業種がいくつかみられました。

25年に入り景気回復の動きがみられるようになっていますが、夏季賞与にどのような影響があるのでしょうか。

（※）毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所（事業所・企業統計調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



あなたは大丈夫？ スマホのセキュリティ

スマートフォンが普及した現在、携帯電話は従来に比べて格段に便利になりました。その反面、端末には重要な個人情報やSNS等へのアクセス情報が蓄積され、万一の紛失や盗難時のリスクは非常に大きくなっています。今回は、スマートフォンにおいて気を付けるべきセキュリティ対策のポイントについてご紹介します。

セキュリティ対策のポイント

✓ 端末ロックは必須

基本になるのが端末ロック。数字によるパスワードや指でなぞるパターンなどにより端末をロックしておけば、他人に拾われたとしても容易に操作されることを防ぐことができます。しかし気を付けたいのが、画面に残った指の跡を手掛かりにパスワードや指移動のパターンを推測し、ロック解除されてしまう場合もあるということです。画面上には指の跡が残らないように気を付けておくことが望ましいでしょう。

✓ Siriに要注意！

iPhoneやiPadに搭載されている音声アシスタント機能「Siri」。実は初期設定ではロック中でも起動できるようになっています。他人がホームボタンを長押しして「私は誰？」と問いかけると・・・Siriが個人情報をバラしてしまうのです。

これを防ぐには、「設定」⇒「一般」⇒「パスコードのロック」にある「ロック中にアクセスを許可」でSiriを「オフ」にしておけばOKです。

✓ アプリをロック

facebookやtwitterなどのSNSをはじめ、ログインが必要なアプリの場合、常にログインした状態で使っている方は多いのではないのでしょうか。もしも端末ロックが破られ、それらのアプリを不正に利用されたら・・・と考えると、ぞっとしますね。スマートフォン用セキュリティソフトを使うと、アプリの起動をロックできるものがあります。

✓ SIMカードにもロックを

端末本体やアプリをロックしていたとしても、SIMカードを端末から抜き出して使われることがあります。SIMカードのロックをかけておけば、抜き取られたSIMカードが他の端末で使われることを防止できます。

✓ なくしてしまったスマホを探す方法を知ろう

iPhoneには「iPhoneを探す」機能が搭載されています。これをあらかじめ設定しておけば、万一紛失した時にパソコンから本体がある場所を検索できます。

さらに市販のセキュリティアプリには紛失時の対策として、遠隔操作によるロックやアラーム機能、遠隔で端末のカメラを操作して周囲の様子を撮影しWEBでチェック、ということまでできる製品があります。万一のことを考えると、こういったセキュリティアプリを購入することは無駄ではないといえるのではないのでしょうか。

以上でご紹介したように、スマートフォンでも様々なセキュリティ対策ができます。もしも紛失や盗難にあった場合、多大なダメージを受けることは目に見えています。前もってできることから対策をしておくことをお勧めします。

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先へ周知徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2013年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請

2. 労働者死傷病(軽度)報告の提出

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付期限月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。今年から平成49年分までは、この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算することになります。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で休業した日数が1～3日の場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4月～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにするとよいでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」として贈るのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。さらに、挨拶状や暑中見舞状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか送付前に再チェックしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありません。早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をしておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届け出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2013.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、
夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせする
とともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	月	先負	●算定基礎届の提出(～7月10日) ●所得税の予定納税額の減額申請(～7月16日)
2	火	仏滅	
3	水	大安	
4	木	赤口	
5	金	先勝	
6	土	友引	
7	日	先負	小暑
8	月	赤口	
9	火	先勝	
10	水	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(6月分) ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付(1～6月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出 ●労働保険の年度更新 ●算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第1期分)※口座振替を利用しない場合
11	木	先負	
12	金	仏滅	
13	土	大安	
14	日	赤口	
15	月	先勝	海の日
16	火	友引	●所得税の予定納税額の減額申請 ●高年齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
17	水	先負	
18	木	仏滅	
19	金	大安	
20	土	赤口	
21	日	先勝	
22	月	友引	
23	火	先負	大暑
24	水	仏滅	
25	木	大安	
26	金	赤口	
27	土	先勝	
28	日	友引	
29	月	先負	
30	火	仏滅	
31	水	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払(6月分) ●所得税の予定納税(第1期分) ●労働者死傷病報告書の提出(休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告) ●固定資産税(都市計画税)の納付(第2期分) ※市町村の条例で定める日まで